

添付法令資料 3 :

コモディティバランスに関する 2022 年 2 月 21 日付インドネシア共和国大統領規則
No. 32 (目次)
同日施行

第 1 章	総則 (第 1 条及び第 2 条)
第 2 章	コモディティバランスの作成、決定及び実行
第 1 節	通則 (第 3 条ないし第 6 条)
第 2 節	需要計画の作成 (第 7 条ないし第 12 条)
第 3 節	需要計画の決定 (第 13 条)
第 4 節	供給計画の作成 (第 14 条)
第 5 節	供給計画の決定 (第 15 条)
第 6 節	コモディティバランスの決定 (第 16 条)
第 7 節	コモディティバランスに基づき輸出部門及び輸入部門における事業活動 を支援するための事業許可の発行 (第 17 条ないし第 20 条)
第 3 章	コモディティバランスの変更 (第 21 条ないし第 25 条)
第 4 章	データ統合及びアクセス権
第 1 節	データ統合 (第 26 条)
第 2 節	アクセス権 (第 27 条)
第 5 章	コモディティバランス国家システム及び／又は電子システムの不具合状 態 (第 28 条)
第 6 章	コモディティバランスの決定の段階、コモディティセクターの監督者並 びにモニタリング及び評価
第 1 節	コモディティバランスの決定の段階 (第 29 条)
第 2 節	コモディティセクターの監督者 (第 30 条)
第 3 節	モニタリング及び評価 (第 31 条及び第 32 条)
第 7 章	雑則 (第 33 条)
第 8 章	終則 (第 34 条ないし第 36 条)